				除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が九．六円より低いときにあっては、変更認定前価格）
三	（略）	（略）	（略）	
（略）				

33　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	令和二年三月三十一日以前	九．六円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、法第十条第一項の変更の認定（第十七項第二号イからニまでに掲げる変更の認定に限る。以下この表において同じ。）前に当該設備に従前適用されていた調達価格（消費税及び地方消費税に相当する額並びに発電	二十年間	○．六二円（価格決定日がこの項第二号に掲げる日である場合であって、変更認定前価格が九．六円より低いときにあっては、法第十条第一項の変更の認定前に当該設備に従前適用さ

				除して得た額。以下この表において「変更認定前価格」という。）が九．六円より低いときにあっては、変更認定前価格）
三	（略）	（略）	（略）	
（略）				

33　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの（入札対象区分等に該当するものを除く。）に係る調達価格等及び解体等積立基準額は、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び前三項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格、同表の調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

一・二　（略）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	新法第九条第三項の認定又は法第九条第四項の認定の日が属する期間	調達価格	調達期間	解体等積立基準額
一	出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの（第三号に掲げるものを除く。）	令和二年三月三十一日以前	八．六円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、九．九円）	二十年間	○．六二円（当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画が施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二に規定する基準に適合する場合にあっては、○．六○円）